

第7期 岐阜市高齢者福祉計画

『高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、
地域で安心して暮らせる社会の創造』



平成30年3月
岐 阜 市

1

計画策定の趣旨

日本の高齢者人口(65歳以上人口)は近年一貫して増加を続けており、本市でも、団塊の世代が65歳以上に到達した平成27年以降、高齢者人口はますます増加し、今後は特に後期高齢者が急増することが予測されています。

こうした中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築、さらには、その深化及び推進が重要となっています。

本市では、引き続き、高齢者福祉及び介護保険制度に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、国や岐阜県の動向を踏まえつつ取り組んできた各種サービス等について評価・検証した上で、「第7期岐阜市高齢者福祉計画」を策定するものです。

2

計画期間

本計画の対象期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年(2025年)を見据えたものとなります。

3

基本理念

第7期計画においても、『高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる社会の創造』を基本理念に掲げ、地域における支え合い、助け合いのなかで、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる社会の構築を目指します。

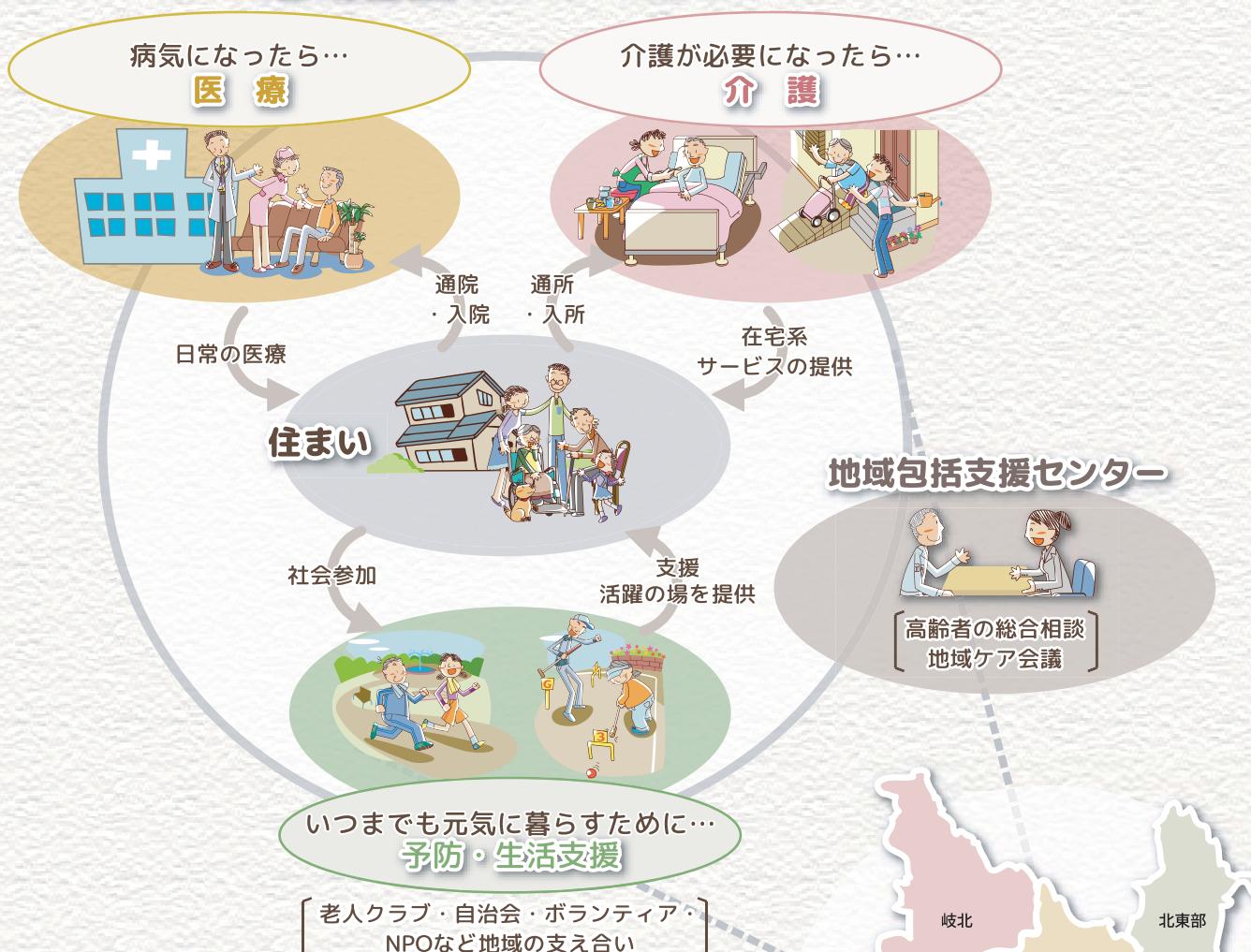
『高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、 地域で安心して暮らせる社会の創造』



地域包括ケアシステムとは、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制です。したがって、医療や介護などの様々な職種が連携し、ネットワーク化を図り、地域の特性に応じて高齢者等に対する連携体制や支援体制を構築していくものです。

また、地域包括ケアシステムを構築する単位の基礎となる日常生活圏域を以下のように13に分け、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取り組んでいきます。

地域包括ケアシステム



基本理念

『高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、
地域で安心して暮らせる社会の創造』

基本目標

I 一人ひとりが
自立して
暮らすために

一人ひとりが介護保険サービスや
そのほかのサービスを利用し、可
能な限り自宅や住み慣れた地域に
おいて、自立した生活を過ごすこ
とができる体制づくりに努めます。

II いつまでも
元気で楽しく
暮らすために

平均寿命が延伸する中、いつまでも
健康で充実した暮らしが過ごせるよ
う、健康づくりや介護予防、生活支
援などを充実するとともに、いきい
きとした生活に張りのある暮らしへ
過ごす機会を得るために、高齢者自
身の社会参加を推進します。

III 毎日を安心
して暮らす
ために

高齢者が安心して生活を過ごすこ
とができるよう、安全な生活環境
づくりを推進します。住宅改修な
ど支援に加え、地域全体で助け
合う活動を促進するなど、毎日を
安心して暮らせるまちづくりに努
めます。

介護保険制度の
円滑な運営に
向けて

基本施策

在宅医療と介護の連携推進

認知症対策

介護保険サービス

介護予防の総合的な推進

生きがいづくりと地域活動の推進

地域包括支援センター運営の充実

高齢者が安心して暮らせる
環境づくりの推進

高齢者の孤立防止のために

介護サービス

地域支援事業

第1号被保険者の保険料

(1) 在宅医療と介護の連携体制の強化	①市民への普及・啓発 ②在宅医療・介護情報の共有 ③医療・介護の多職種ネットワークづくり
(1) 認知症施策の推進	①認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発 ②認知症の人やその家族、介護者への支援の充実 ③認知症の人を地域ぐるみで支える体制づくり
(1) サービスの概要	①サービスの種類等
(2) サービスの向上	①サービス提供事業者への指導等 ②サービスの質の向上
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①介護予防・生活支援サービス事業 ②一般介護予防事業
(2) 地域で支え合う仕組みづくりの促進	①日常生活圏域協議体設置事業 ②支え合いの仕組みづくり推進事業 ③支え合い活動実践者養成事業
(1) 生きがい活動の促進	①老人クラブの育成、支援 ②スポーツ活動の推進 ③老人健康農園事業 ④高齢者利用施設 ⑤文化施設無料優待券（シルバーカード）の交付 ⑥高齢者おでかけバスカードの交付 ⑦保険外はり、きゅう、マッサージ施術料の助成 ⑧高齢者大学事業
(2) 交流・地域活動の推進	①三世代交流促進事業 ②友愛チーム・ふれあい訪問事業 ③高齢者ふれあい入浴事業
(3) 就労機会の確保	①高齢者の就労支援
(1) 地域包括支援センターの体制強化	①地域包括支援センターの整備・機能強化 ②地域ケア会議の実施
(1) 入居サービス	①生活支援ハウス ②軽費老人ホーム（ケアハウス） ③軽費老人ホーム（B型）・シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）
(2) 入所サービス	①養護老人ホーム
(3) 高齢者に対応した住・生活環境づくり	①高齢者住宅改善促進助成事業 ②サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム ③ユニバーサルデザインの推進 ④コミュニティバスの導入・運行の支援
(4) 権利擁護の推進	①高齢者の虐待防止 ②成年後見制度の相談支援
(5) 防災・防犯・交通安全対策	①避難行動要支援者への避難支援等 ②防犯活動の推進 ③高齢者の交通事故防止対策
(1) 高齢者見守り活動の促進	①愛の一聲運動 ②安否確認サービス事業 ③配食による安否確認事業 ④緊急通報体制支援事業 ⑤高齢者見守りネットワーク事業 ⑥社会的弱者サポート（兼 徘徊SOSネットワーク）事業 ⑦福祉器具給付事業
(1) 被保険者数の推計 (2) 要介護・要支援認定者数の推計 (4) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	(3) 介護サービス・介護予防サービス (5) 施設サービス (6) サービス提供施設の整備計画
(1) 地域支援事業の概要	(2) 地域支援事業費の見込み
(1) 介護保険事業の財源構成と第1号被保険者保険料の仕組み (3) 第1号被保険者の保険料段階と保険料	(2) 第7期介護保険料設定の考え方

基本目標
I**一人ひとりが自立して暮らすために****I-1 在宅医療と介護の連携推進**

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す取り組みの中で、市民が安心して生活していくために、とりわけ急性期の医療から在宅医療・介護まで、一連のサービスが心身の状態に合わせ適切に確保される体制を整備するために、医療・介護などの関係機関と協議しながら、在宅医療・介護連携推進事業の施策を進めていきます。

**I-2 認知症対策**

認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていくよう、7つの柱からなる「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)の考え方方に沿った認知症施策を推進していきます。

I-3 介護保険サービス

介護を必要とする高齢者や認知症の人、ひとり暮らし高齢者などが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、支援を必要とする方の実情に応じた様々な介護保険サービスを提供して、生活を支えていきます。

基本目標
II**いつまでも元気で楽しく暮らすために****II-1 介護予防の総合的な推進**

心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことができるよう、介護予防に取り組むことができる環境づくりを推進するとともに、地域活動の場づくりに取り組みます。

また、高齢者の孤立防止やその生活を守るため、地域で支え合う仕組みづくりの推進や高齢者を中心とした地域住民が地域活動に参加し、支援が必要な人を支えていくことができる環境づくりを推進していきます。

Ⅲ-2 生きがいづくりと地域活動の推進

高齢者が生きがいを持って生活できるよう支えるため、また、介護予防のため、就労、スポーツ活動、文化活動、交流・地域活動のメニューの充実と参加者の増加を図ります。



基本目標
III

毎日を安心して暮らすために

Ⅲ-1 地域包括支援センター運営の充実

地域包括支援センターでは、地域に身近な相談窓口として高齢者の総合的な支援を行うほか、地域住民による支え合い意識の向上に取り組んでいます。

今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、地域包括支援センターが地域の課題解決のための拠点として、その機能をより一層充実させ、体制を強化していきます。

Ⅲ-2 高齢者が安心して暮らせる環境づくりの推進

地域生活の基盤となる居住の場について、事業者と連携して民間活力を導入し、高齢者のニーズや状況にマッチした多様な住まいの確保を推進します。

また、高齢者の権利を保全するとともに、高齢者の身体状況に配慮した住宅改修や公共交通、ユニバーサルデザインの推進、防災対策など、住まいや生活環境の整備を促進します。

Ⅲ-3 高齢者の孤立防止のために

核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者が増加していることから、高齢者の孤立を防ぐために、愛の一聲運動をはじめとした高齢者見守り活動を促進していきます。



第1号被保険者の保険料段階と保険料

第6期(平成27~29年度)では、所得段階を11段階としていましたが、第7期(平成30~32年度)においては、所得に応じた負担を考慮して、所得段階を15段階とし、平成30年度から32年度までの3年間の標準給付見込額、地域支援事業費見込額等をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

【所得段階別第1号被保険者介護保険料】

所得段階	対象者	保険料率 基準月額6,580円	保険料年額
第1段階	生活保護受給者など	基準月額 ×0.38 (0.33) (注1)	30,000円 (26,000円) (注1)
	・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と年金以外の所得金額の合計が80万円以下の者		
第2段階	市民税非課税世帯	課税年金収入額と年金以外の所得金額の合計が80万円超120万円以下の者	基準月額 ×0.535
		課税年金収入額と年金以外の所得金額の合計が120万円超の者	基準月額 ×0.75
第4段階	市民税課税世帯で 本人 非課税	課税年金収入額と年金以外の所得金額の合計が80万円以下の者	基準月額 ×0.90
第5段階		課税年金収入額と年金以外の所得金額の合計が80万円超の者	基準月額 ×1.00
第6段階	市民税 本人課税	合計所得金額(※)120万円未満の者	基準月額 ×1.10
第7段階		合計所得金額(※)120万円以上190万円未満の者	基準月額 ×1.25
第8段階		合計所得金額(※)190万円以上200万円未満の者	基準月額 ×1.35
第9段階		合計所得金額(※)200万円以上290万円未満の者	基準月額 ×1.50
第10段階		合計所得金額(※)290万円以上300万円未満の者	基準月額 ×1.60
第11段階		合計所得金額(※)300万円以上390万円未満の者	基準月額 ×1.75
第12段階		合計所得金額(※)390万円以上590万円未満の者	基準月額 ×2.00
第13段階		合計所得金額(※)590万円以上800万円未満の者	基準月額 ×2.25
第14段階		合計所得金額(※)800万円以上1000万円未満の者	基準月額 ×2.30
第15段階		合計所得金額(※)1000万円以上の者	基準月額 ×2.35

保険料年額は、基準月額(6,580円) × 保険料率 × 12か月で算出し、100円未満を切り捨て

(注1) 第7期保険料率及び年額で()内の数字は公費負担後の本人負担

(※) 第7期の合計所得金額は、合計所得から分離長期・短期譲渡所得の特別控除を差し引いた金額

第7期 岐阜市高齢者福祉計画概要版

平成30年3月

発行：岐阜市
編集：福祉部

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
TEL：058-265-4141（代表） FAX：058-267-6015